

平成20年度
母子家庭等対策の実施状況

目次

1. 母子家庭の生活の状況	1	トライアル雇用奨励金	31
2. 母子家庭等支援施策の体系	5	雇用支援制度導入奨励金	31
母子家庭の自立支援策の概要	6	たばこ事業法の許可基準の特例	32
母子及び寡婦自立促進計画	7	母子福祉団体等への事業発注の促進	33
母子家庭に対する主な就業支援について	8	母子家庭の母に対する在宅就業支援事業	33
3. 就業支援に関する施策等(就業相談・就職支援)	9	母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰	34
ハローワークによる母子家庭の母の職業紹介状況	10	行政機関等における雇用促進の取組	35
マザーズハローワーク事業の概要	11	6. 生活支援に関する施策	36
母子家庭等就業・自立支援事業	12	母子家庭等日常生活支援事業	37
母子自立支援員の配置	18	子育て短期支援事業	38
母子自立支援プログラム策定事業	19	ひとり親家庭生活支援事業	39
4. 就業支援に関する施策等(職業訓練)	22	住居の安定確保	41
職業訓練メニュー	23	母子生活支援施設	42
公共職業訓練の実施	24	母子世帯等の住居の状況	43
自立支援教育訓練給付金事業	25	7. 自立を促進するための経済的支援	44
高等技能訓練促進費等事業	27	児童扶養手当	45
5. 就業支援に関する施策等(雇用・就業機会の増大)	29	母子寡婦福祉貸付金	51
特定求職者雇用開発助成金	30	8. 養育費の確保策	54
		9. 各自治体における取組状況	57

1. 母子家庭の生活の状況

世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数及び平均世帯人員の年次推移

年次	総数	世帯構成						世帯類型				平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未 婚の子の みの世帯	ひとり親と 未婚の子 のみの世帯	三世帯 世帯	その他の 世帯	高齢者 世帯	母子世帯	父子世帯	その他の 世帯	
		推 計 数 (単位:千世帯)						推 計 数 (単位:千世帯)				(人)
昭和61年	37,544	6,826	5,401	15,525	1,908	5,757	2,127	2,362	600	115	34,468	3.22
平成元年	39,417	7,866	6,322	15,478	1,985	5,599	2,166	3,057	554	100	35,707	3.10
4	41,210	8,974	7,071	15,247	1,998	5,390	2,529	3,688	480	86	36,957	2.99
7	40,770	9,213	7,488	14,398	2,112	5,082	2,478	4,390	483	84	35,812	2.91
10	44,496	10,627	8,781	14,951	2,364	5,125	2,648	5,614	502	78	38,302	2.81
13	45,664	11,017	9,403	14,872	2,618	4,844	2,909	6,654	587	80	38,343	2.75
16	46,323	10,817	10,161	15,125	2,774	4,512	2,934	7,874	627	90	37,732	2.72
17	47,043	11,580	10,295	14,609	2,968	4,575	3,016	8,349	691	79	37,924	2.68
18	47,531	12,043	10,198	14,826	3,002	4,326	3,137	8,462	788	89	38,192	2.65
19	48,023	11,983	10,636	15,015	3,006	4,045	3,337	9,009	717	100	38,197	2.63
20	47,957	11,928	10,730	14,732	3,202	4,229	3,136	9,252	701	94	37,910	2.63

※ 国民生活基礎調査による。
 ※ 平成7年の数字は兵庫県除く。

母子世帯・父子世帯の世帯数の推移

(単位:世帯)

	平成2年調査	平成7年調査	平成12年調査	平成17年調査
母子世帯	551,977	529,631	625,904	749,048
父子世帯	101,705	88,081	87,373	92,285

※ 国勢調査(各年10月1日現在)による。

※ 「母子(父子)世帯数」の数字は、「未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯(他の世帯員がないもの)」世帯数

所得の種類別1世帯当たり平均所得金額

(単位:万円)

	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得	世帯人員1 人当たり平 均所得金額
母子世帯	243.2	200.2	11.4	2.0	17.7	11.9	93.6
全世帯	556.2	430.9	94.6	13.7	4.0	13.1	207.1
高齢者世帯	298.9	50.5	211.6	17.6	2.5	16.6	192.4
児童のいる世帯	691.4	639.2	31.6	8.6	5.4	6.4	165.2

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「平成20年国民生活基礎調査」

(注)所得は、平成19年1年間の所得である。

平成17年における年間就労収入の分布について

(単位:%)

	100万円未満	100~200 万円未満	200~300 万円未満	300~400 万円未満	400万円以上	平均年間 就労収入
母子世帯	31.2 (35.1)	39.1 (36.1)	17.7 (17.0)	5.9 (6.3)	6.1 (5.5)	171万円 (162万円)
父子世帯	4.3 (6.2)	11.8 (10.9)	21.1 (22.5)	17.4 (18.6)	45.3 (41.9)	398万円 (391万円)

※全国母子世帯等調査による。

※()内の数値は、平成14年における年間就労収入の分布

母子家庭・父子家庭の状況

		母子家庭	父子家庭
1	世帯数(※)	75万世帯	9.2万世帯
2	就業状況	84.5%	97.5%
	うち常用雇用	42.5%	72.2%
	うち臨時・パート	43.6%	3.6%
3	平均年間収入	213万円	421万円

【出典】「世帯数」は、平成17年国勢調査、その他は平成18年度母子世帯等調査による。

※世帯数は、母子は又は父子のみにより構成された世帯の数。

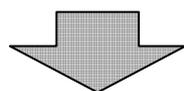
2. 母子家庭等支援施策の体系

母子家庭の自立支援策の概要

○平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと、転換したところ。

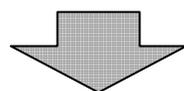
○具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）



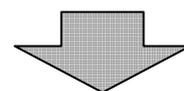
子育てと生活支援

- ◎保育所の優先入所の法定化
- ◎ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充



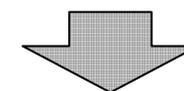
就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 個々の実情に応じた、ハローワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定等
- 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- 準備講習付き職業訓練の実施等



養育費の確保

- ◎養育費相談支援センターの創設
- ◎養育費支払い努力義務の法定化
- ◎「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- ◎民事執行制度の改正による履行確保の促進



経済的支援

- ★児童扶養手当の支給
- 自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実

※上記のうち「子育てと生活支援」及び「養育費の確保」の◎については、父子家庭も対象

※上記のうち「就業支援」の●については、事業の一部に関して、父子家庭も対象（平成21年度より）

※上記のうち「経済的支援」の★については、父子家庭への支給拡大に係る法案を今通常国会に提出

※父子家庭の場合でも、低所得の場合には、各都道府県の社会福祉協議会が実施している生活福祉資金による貸付の利用が可能

母子及び寡婦自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等の自立支援施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項や、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援などの講ずべき具体的な措置に関する事項等母子家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

<自立促進計画の策定状況>

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度	44か所 (93.6%)	15か所 (100.0%)	24か所 (64.9%)	97か所 (12.7%)	180か所 (22.1%)
平成19年度	46か所 (97.9%)	17か所 (100.0%)	26か所 (74.3%)	117か所 (15.2%)	206か所 (23.8%)
平成20年度	46か所 (97.9%)	17か所 (100.0%)	25か所 (64.1%)	135か所 (17.5%)	223か所 (25.5%)
平成21年度	46か所 (97.9%)	18か所 (100.0%)	25か所 (61.0%)	146か所 (18.9%)	235か所 (26.7%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()は都道府県、市等における実施割合

母子家庭に対する主な就業支援について

母子家庭の母等に対する支援

就業相談・職業紹介等

マザーズハローワーク事業 (148か所→163か所)

- 母子家庭の母等の支援機関へ出張相談、託児付きセミナーの開催

ハローワークに福祉人材コーナーを設置 (55か所)

- 介護・医療等福祉分野について担当者制も活用した職業相談・職業紹介
- 他産業からの転職を余儀なくされた非正規労働者の利用が見込まれるハローワークにおいて、介護分野に関心を持つ者等に対する職業情報の提供等及び必要に応じた「福祉人材コーナー」への誘導等の支援を行う。

ハローワークにおける職業紹介等

- 就職支援ナビゲーター等による個別支援
- トライアル雇用の活用
- 公共職業訓練の受講指示

就職・社会活動困難者への訪問支援等の実施

- 就業に至らない母子家庭を戸別訪問する職員を福祉事務所に配置し、生活相談を行うとともに、就業支援施策等へと結びつける。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施。
- 就業準備に関するセミナー等の開催
- 養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施

就労意欲喚起等支援事業

- 生活保護受給者に対して、就労意欲喚起のためのカウンセリング、就職活動支援、離職防止支援等を行う。

母子自立支援プログラム策定等事業

- 個々の母子家庭の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな自立支援を行う。

在宅就業の支援

- 情報サイトを通じた在宅就業等の情報提供の実施
- 在宅就業者に対するスキルアップ支援
- 在宅就業に関する相談対応

職業訓練等

国及び都道府県が行う公共職業訓練

- 離職者訓練の拡充
[定員]15万人(20年度)→22万人(21年度)
- 特に介護分野において、大幅な定員増
- 介護福祉士コースの開催
- 託児サービスを付加した委託訓練の実施

職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援

- 座学と企業内における実習を組み合わせた訓練を実施

母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの開発・実施

- 全国4か所(宮城、東京、神奈川、大阪)で実施
- 保育サービスを併せて提供

準備講習付き職業訓練

- 自立支援プログラムの対象者に対し、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した職業訓練の実施

母子家庭等就業・自立支援センターにおける職業訓練中のひとり親に対する託児サービスの提供

- 職業訓練に参加するひとり親の子どもを託児サービスを母子家庭等就業・自立支援センターにおいて提供する。

母子家庭等日常生活支援事業の事業提供体制の充実

- 事務費における研修経費、託児場所の借り上げ費用等の計上

緊急人材育成支援事業

- 「緊急人材育成・就職支援基金」の創設により、雇用保険を受給できない方等に対して下記を実施する。
- 職業訓練の拡充
- 職業訓練期間中の生活保障(訓練・生活支援給付)

給付金等

職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費)

- 母子家庭の母になって3年以内に安定所に頭出しして求職の申込みをし、安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給

高等技能訓練促進費等事業

- 2年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給
[月額]103,000円
(市町村民税非課税世帯は51,500円)
- 平成20年度第2次補正予算により支給期間を最後の1/3の期間から後半1/2の期間までに延長。
- 平成21年度1次補正予算により、平成21年6月分から、
・支給額の引上げ
市町村民税世帯103,000円→141,000円
非課税世帯 51,500円→70,500円
・支給期間の延長
最後の1/2の期間→全期間を実施

自立支援教育訓練給付金事業

- 教育訓練講座修了後に受講料の2割を支給。

母子寡婦福祉給付金

- 母子家庭等の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け
- 20年12月から、生活資金について、3か月相当額の一括貸付けを可能にするともに、生活安定貸付期間における無利子枠の拡大を実施
(月額2万円、累計4.8万円
月額4万円、累計9.6万円)
- 21年6月から貸付利率の引下げ及び連帯保証人がいない場合も貸付を可能とした。

雇用保険給付(被保険者)

基本手当

- 労働契約が更新されずに離職した有期労働者について、給付日数を増
- 解雇等による離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に就職が困難な場合に給付日数を60日分延長

再就職手当

- 早期に再就職した場合に支給する再就職手当の給付率の引上げ
給付額：基本手当日額×支給残日数×3/10(→4/10又は5/10)

受給資格要件の緩和(法改正)

- 労働契約が更新されずに離職した有期労働者について給付の受給資格要件の緩和(被保険者期間12月→6月)

母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援

助成金

特定求職者雇用開発助成金

- 母子家庭の母等をハローワーク等の紹介により雇入れた事業主に対して、賃金の一部を助成
- 20年度補正により中小企業に対する支給額を60万円から90万円に増額

試用雇用(トライアル雇用)奨励金

- 母子家庭の母等をハローワークの紹介により試用雇用(3か月以内)する事業主に対して月額4万円を支給

中小企業雇用安定化奨励金

- 中小企業事業主が有期労働者を正社員に転換する制度を導入し、かつ、制度を利用して対象者が出た場合に支給
- 制度導入に対して4.0万円を支給、正社員への転換に対して、2人以上転換した場合、1人当たり2.0万円(母子家庭の母等は3.5万円)を10人まで支給

短時間労働者均等待遇推進等助成金

- 短時間正社員制度を導入し、制度の利用者が出た場合に助成30万円(中小規模企業は40万円)
- 助成措置の拡充
上記に加え、2人~10人目各10万円(中小規模企業は1.5万円)

両立支援しべルアップ助成金

- 小学校第3学年終了までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、労働者が6か月以上利用した場合に助成
- 中小規模事業主(常時雇用する労働者が300人以下) 1人目50万円(一般事業主行動計画の策定・届出がない場合40万円)、2~10人目各15万円
- 中小規模事業主以外の事業主 1人目40万円、2~10人目各10万円
- 新たに雇用した者(期間雇用者を除く)も助成対象に拡大(6か月以上継続雇用要件を緩和)
- 期間雇用者も利用できる制度を導入し、利用実績が出た場合20万円加算助成

※黒字に白抜の事項が母子家庭に係る特別対策